

令和2年度第4回春日井市自転車等駐車対策協議会議事録（書面協議）

1 経緯

- (1) 書面審議依頼日 令和3年1月13日（水）
- (2) 書面審議回答日 令和3年1月19日（火）
- (3) 議事確認依頼日 令和3年1月27日（水）
- (4) 協議及び議事録署名日 令和3年2月2日（火）

2 委員

【会長】	中部大学 工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦
【委員】	国土交通省 名古屋国道事務所 事業対策官	岩田 成人
	愛知県春日井警察署 交通課長	前田 健策
	愛知県尾張建設事務所 維持管理課長	増岡 浩仁
	愛知県自転車モーター商協同組合	
	春日井支部 副支部長	安藤 公一
	かすがい女性連盟 会計	石原 美恵子
	春日井市区長町内会長連合会 副会長	松本 伸雄
	春日井商工会議所 専務理事	山田 真平
	東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部	
	管理部企画課 課長代理	豊田 智隆
	民間自転車預かり所 代表	近藤 浩
	春日井市建設部 道路課長	荻谷 健生
	春日井市総務部 市民安全課主幹	落合 邦和
	春日井市教育委員会事務局 学校教育課長	大城 達也

3 議事

- (1) 協議事項 春日井市自転車活用推進計画（案）について

4 会議資料

- (1) 春日井市自転車活用推進計画（案）
- (2) 春日井市自転車活用推進計画（中間案）に対する市民意見公募の結果について

5 議事内容（書面）

(1) 協議事項 春日井市自転車活用推進計画（案）について

【岩田委員】

P64「自転車道、自転車専用通行帯については、道路構造令、道路交通法により、整備に必要な幅員の規定及び、自転車の専用通行帯としての交通規制がかかります。」とあるが、具体的な交通規制の内容を教えてください。

【事務局】

自転車道及び自転車専用通行帯が整備されている場合は、道路交通法第 63 条の 3 及び第 20 条第 2 項により、普通自転車はそれを通行しなければならない通行区分として規制されている。

【岩田委員】

「国ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備形態事例」表中の自転車道と自転車専用通行帯の「分離条件」に記載の、「・自転車道は「自転車専用通行帯」の交通規制を設定」とあるが、具体的な交通規制の内容を教えてください。

【事務局】

交通規制の内容については、先ほどと同様に自転車の走行箇所が規制される内容になるが、ケースによって規制内容が異なる場合があるため、表中「分離条件」への記載は削除する。

【増岡委員】

今年度から愛知県建設局道路維持課にて策定を進めている愛知県版自転車ネットワーク計画策定マニュアル（案）を検討しているところであり、P61 に整備対象候補路線として示されている路線の中で、現況が両側に歩道がない路線や勾配が急な長大橋などがある箇所については、構造的に整備が困難であると見受けられるため、今後、PDCA サイクルによる進捗管理を行うにあたり、適宜計画の見直しを検討してほしい。

【事務局】

毎年各指標の進捗状況の評価を行っていく中で、設定した目標値と大きな乖離が見受けられる場合などについて、中間年度など必要に応じて「(仮) 春日井市自転車活用推進計画に関する会議」を開催し、計画の見直しを行う。

【石原委員】

P2 示す自転車通行空間と P48 で示す自転車ネットワークについて、用語集へ追加したほうが良い。また、関連計画の春日井市交通安全計画では、自転車走行空間となっているため、その点についても触れてほしい。

【事務局】

用語集に追記する。

【石原委員】

P69 成果指標に対する実施主体を整理して分かりやすくなったが、実施主体の区分に
国、市民が同一に扱われていて違和感がある。また、本計画は春日井市の計画であるの
で、どこの部が担当するのかを追記するなど工夫してほしい。

【事務局】

どこの部が担当するかについては、全ての施策に対する取り組みは、市全体で各部局
が連携して推進していくものであるため、特定の担当部局は示していない。

【石原委員】

自転車活用推進計画は、非常に良い取り組みである。多くの関係者と連携して市民に
見える推進を期待している。

【事務局】

本計画の施策（事業）を効果的かつ効率的に実践していくため、適切に運用していく。

上記のとおり令和2年度第4回春日井市自転車等駐車対策協議会の議事の経
過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び委員1人が
署名及び押印する。

令和3年2月2日

会 長 磯部 友彦

署名人 松本 伸雄